

平成 20 年 6 月 20 日

「ムダ・ゼロ」へ、民間の視点における取組み

～各府省（出先機関・特別会計及び行政と関連する公益法人を含む）に共通する課題の設定と検証の視点並びに検証の方策と実効性を担保するフォローアップ体制の充実を図る～

地方自治経営学会々長
地方自立政策研究所理事長
穂坂 邦夫

1. 課題の設定（事例：ダムや道路、各省庁間における重複事業）

（1）政策的事業（政策の棚卸し）の見直し

- ①各事務・事業における政府及び関係公益法人が果たすべき領域の再検証
- ②各関係省庁間における重複事業の再検証
- ③地方公共団体との重複事業の再検証
- ④国民から指摘された事業の再検証
- ⑤決算委員会に指摘された事業の再検証
- ⑥その他事業の再検証

（2）事業（入札や物品を含む）の執行方法の見直し（事例：国民対話や補助事業における全国一律的規制）

- ①政策目的に対する執行方法の再検証
- ②補助金における執行方法の再検証
- ③公益法人を含む調査・研究委託事業の再検証
- ④入札方法における再検証
- ⑤物品購入等における再検証
- ⑥国民から指摘された執行方法の再検証
- ⑦決算委員会に指摘された執行方法の再検証
- ⑧その他執行方法の再検証

（3）管理経費（タクシー利用・時間外手当等）の見直し（適正な執行）

- ①交際費の執行における適正化の再検証
- ②職員の時間外勤務の適正化の再検証
- ③ハイヤー・タクシー・航空機等の使用における適正化の再検証
- ④公用車の使用における適正化の再検証
- ⑤国民から指摘された事項の再検証
- ⑥決算委員会から指摘された事項の再検証
- ⑦その他管理経費の適正化の再検証

その他公益法人等における様々な課題を設定する

2. 検証の視点

（1）政策的事項（1-(1)）について

- ①物理的・経済的・自然的・科学的な環境の変化に対する適合性（ダムを設置など 1-(1)-①）
- ②国民的要請の時代的变化に対する適合性（1-(1)-①）
- ③省庁間における類似事業等における認識と国民の一般常識との乖離（1-(1)-②）
- ④地方公共団体との類似事業に対する補完性による是非（1-(1)-③）
- ⑤個別指摘に対する全体機関へのチェック実施度（1-(1)-④・⑤）
- ⑥その他

（2）執行方法（1-(2)）について

- ①政策目的と執行方法の乖離と多様な手法の設定による選択の適正化（1-(2)-①）
- ②補助金の執行における実態に即した柔軟な制度設計や規格設定の有無（1-(2)-②）
- ③調査や研究目的の必要性・費用の適性・発注手法の公開性・透明性・公平性の担保（1-(2)-③）
- ④契約価格の適正及び契約行為における公平性・透明性（公開性）・競争性の担保並びに随意契約要件の適正の是非並びに国民常識との適合性（1-(2)-⑥）
- ⑤一括購入（省庁を越える体制がベスト）や競争性・公開性・公平性・透明性の担保（1-(2)-⑤）
- ⑥個別指摘に対する全体機関へのチェック実施度（1-(2)-⑥・⑦）

（3）管理経費（1-(3)）について

- ①過去の通達の順守並びに現実性及び適合性の是非（1-(3)-①）
- ②時間外勤務の管理体制及び職員別時間外勤務時間数の把握並びに第三者による業務量の算定及び部門内における人員配置の適正の有無と時差出勤等の導入度（1-(3)-②）
- ③職員別使用量及び起点と終点と使用車両の把握並びに管理体制の把握（1-(3)-③）
- ④稼働日数及び所要時間、運行行程の実態の把握及び運行管理者の管理体制の把握（1-(3)-④）
- ⑤個別指摘に対する全体行政機関（公益法人を含む）へのチェック実施度（1-(3)-⑤・⑥）

3. 検証の方策

（1）複合的な「検証委員会」の設置

（2）省庁（特別会計事業を含む）及び出先機関並びに密接な関連のある公益法人の「担当者」と「管理職」による組織横断的（各機関の職員を網羅）な2つの委員会の設置と検証の実施

（3）再委員会による各分野別削減数値目標の設置

（4）両委員会の数値目標の是非と検証結果をまとめる有識者による「第三者委員会」の設置と意見書の公表

（5）その他

4. 実効性を担保するフォローアップ体制の充実

（1）第三者委員会は3年程度の設置とし、毎年度「前年度比削減数値及び数値目標の達成度等、報告内容の評価と公表」を行う

(2) 第三者委員会は公表結果について広くパブリックコメントを求め検証委員会に報告して活用する

(3) その他